別表第十二ウェルポイント施工の項中「（昭和三十五年法律第百三十九号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（訓練基準に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に金属加工系溶接科、金属加工系構造物鉄工科、機械系機械加工科、機械系精密加工科、機械系機械製図科、機械系機械技術科、電気・電子系電子機器科、電気・電子系電気機器科、電気・電子系コンピュータ制御科、第二種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車車体整備科、レザー加工系靴製造科又はレザー加工系鞄製造科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれこの省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）別表第二に定めるところによる金属加工系溶接科、金属加工系構造物鉄工科、機械系機械加工科、機械系精密加工科、機械系機械製図科、機械系機械技術科、電気・電子系電子機器科、電気・電子系電気機器科、電気・電子系コンピュータ制御科、第二種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車車体整備科、レザー加工系靴製造科又はレザー加工系鞄製造科に係る訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けたこの省令による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第二に定めるところにより行われる訓練における教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる当該訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　この省令の施行の際現に金属加工系溶接科、金属加工系構造物鉄工科、機械系機械加工科、機械系精密加工科、機械系機械製図科、機械系機械技術科、電気・電子系電子機器科、電気・電子系電気機器科、電気・電子系コンピュータ制御科、第二種自動車系自動車整備科、第二種自動車系自動車車体整備科、レザー加工系靴製造科又はレザー加工系鞄製造科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対する普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

（職業訓練指導員試験に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、電気工事科及びレザー加工科に係る職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験のうち関連学科の系基礎学科若しくは専攻学科に合格した者は、新規則第四十六条の規定の適用については、それぞれ、新規則の規定により行われた機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、電気工事科及びレザー加工科の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験のうち関連学科の系基礎学科若しくは専攻学科に合格した者とみなす。

○厚生労働省令第五十五号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条及び厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

第五条　削除

附則第十四条第一項第一号中「、性別」を削り、同項第三号中「退職年月日」を「退職当時の事業所の名称及び退職年月日」に改め、同項第四号中「附則第二十三条まで」の下に「及び附則第五十一条を加え」、「、性別、生年月日及び基礎年金番号」を「及び生年月日」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　加給年金額の対象者となるべき配偶者が国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の基礎年金番号

附則第十四条第九号中「希望する支給開始年月」を「その旨及び支給開始を希望する年齢」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができないときに限る。）

附則第十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

附則第十四条第二項第四号中「戸籍抄本又は」を「生年月日及び」に、「証明書及び」を「証明書又は戸籍の抄本並びに」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　加給年金額の対象となるべき配偶者が国民年金法施行規則第一条第一項各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

附則第十四条第四項中「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同項第一号中「第一号」の下に「、第六号及び第七号」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　廃止前農林共済法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金の年金証書の年金コード

三　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が請求者によって生計を維持していた旨

附則第十四条に次の二項を加える。

5　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、六十六歳に達するまでに当該請求書を提出する場合は、この限りでない。

一　提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　加給年金額の対象者となるべき者があるときは、その者と請求者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本及びその者が請求者によって生計を維持していたことを証する書類

6　第四項の請求に係る退職共済年金については、その請求者が廃止前農林共済法附則第七条又は附則第十三条第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金について払渡しを希望した機関において払渡しを受けることを希望したものとみなす。ただし、附則第五十三条第五項の規定により当該退職共済年金の払渡しを希望する機関を変更する届書を提出したときは、この限りでない。

附則第十五条第一項第一号中「、性別」を削り、同項第三号中「、性別、生年月日及び基礎年金番号並びにその者と請求者との続柄」を「及び生年月日、その者と受給権者との続柄並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨」に改め、同項第五号中「若しくは番号」の下に「並びに配偶者の基礎年金番号」を加え、同条第二項中「報告書」を「届書」に改め、同条第三項中「第一号及び第四号から第六号」を「第四号から第五号」に改める。

附則第十六条第一項第一号中「、性別」を削り、同条第二項第一号中「戸籍抄本」を「生年月日及びその子と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本」に改める。

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（加給年金額対象者の障害状態該当の届出）

第十六条の二　退職共済年金の受給権者は、加給年金額の対象者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当